

広報・情報誌 精華町民生児童委員協議会

精華のいぶき

創刊号 2007年 6月



民生児童委員のマーク

事務局：〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻 70 (精華町役場福祉課内) TEL. 0774-95-1904 FAX. 0774-95-3974
URL <http://www.minsei-seika-kyoto.jp/> E-mail minkyos@town.seika.kyoto.jp

地域住民の

安心と安全のために！

民生委員・児童委員発「災害時一人も見逃さない運動」

——町の安心・安全なまちづくりを支える取り組みを——

5月・6月
運動強化月間
—調査実施中—

民生委員制度90周年

平成19年の今年には、民生委員制度創設90周年記念の年にあたり、全国民生委員児童委員連合会では、各種記念事業を開催しています。

その一つとして、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を全国で展開しています。精華町民生児童委員協議会も町行政が取り組んでいる「災害時要配慮者登録制度」と連携し、この運動に取り組んでいます。

これは、阪神・淡路大震災以降、地震をはじめとする台風や集中豪雨などの自然災害が多発し、各地で大きな被害が発生しているなか、人々は災害に対して不安を抱くとともに、何らかの対策を講じることの必要性を強く感じるようになってきているから

災害時に貢献する情報

災害発生時には、高齢者や障害者など、自力での避難・移動が困難な方々に対する近隣住民による安否確認や避難支援が、生死を分ける重要な支援活動であることが教訓化されてきています。

民生児童委員は、こうした支援を必要とする地域住民の方々の見守り支援を日頃から行っておりませんが、民生児童委員が持つこうした方々に関する情報は、人命救助という視点から見て、非常に重要な情報といえます。

日頃の活動を生かす

民生児童委員は、この運動をとおして、災害発生時に要配慮者の方々（ひとり暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯、障害がある方、その他自力で、あるいは家族だけで避難することが困難な方々など）を見逃さないよう、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」に取り組んでいます。

5月と6月は、運動強化月間として、町が実施する災害時要配慮者登録制度と協調しながら、各地区の民生児童委員が実態調査を進めています。皆さんもこの運動にご理解いただき、民生児童委員とともに、安心で安全なまちづくりにご協力を賜りますようお願いいたします。



地域で安心して暮らすために

— 精華町災害時要配慮者登録制度 —

ここ数年大きな自然災害が各地で起こり、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、障害者やひとり暮らしの高齢者など多くの方が避難できずに孤立し、大きな被害を受けました。

この教訓を生かし、精華町では地域

で安心して暮らせるために、災害時における要配慮者の支援体制の整備を目的として、「精華町災害時要配慮者登録制度」の登録を4月から始めました。災害時要配慮者とは、次のような方をいいます。

●災害時要配慮者とは

☆移動が困難な方

- ① 妊婦、乳幼児(0～3歳)をお持ちで、日常的に配慮が必要な方。
- ② 高齢者などで、日常的に配慮が必要な方。
 - ・満65歳以上の高齢者ひとりでお住まいの方。(日中おひとりの方も含む)
 - ・満65歳以上の高齢者だけでお住まいの方。
 - ・介護保険における要介護度3～5の認定者で、在宅で生活されている方。
- ③ 身体障害者(視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部障害など)で、日常的に配慮が必要な方。
 - ・身体障害者手帳の等級1、2級をお持ちで、在宅で生活されている方。
- ④ 知的障害者(児)で、日常的に配慮が必要な方。
 - ・療育手帳の区分Aをお持ちで、在宅で生活されている方。
- ⑤ 在宅の精神障害者で、日常的に配慮が必要な方。
 - ・精神保健福祉手帳をお持ちで、在宅で生活されている方。
- ⑥ 母子世帯・父子世帯の児童で、日常的に配慮が必要な方。
 - ・小学生以下の児童
- ⑦ 疾病などによる自宅療養者で、自力避難が困難な方。
- ⑧ そのほか、配慮が必要と認められる方。

詳しくは：精華町役場 福祉課 高齢・障害者係
TEL 95-1904 FAX 95-3974

☆理解や判断ができない方・時間のかかる方

☆情報の収集が困難な方

☆精神的に不安定になりやすい方

☆薬や医療装置がないと生活できない方

☆い方

●登録申請の方法

災害時要配慮者登録制度に登録を希望され、登録情報を町や自治会、民生児童委員などが共有することに同意される対象者の方は、登録申請用紙に必要事項を記入のうえ提出してください。回収は、地元の民生児童委員が伺います。(回収方法の変更は可能です)

民生児童委員協議会

ホームページ開設

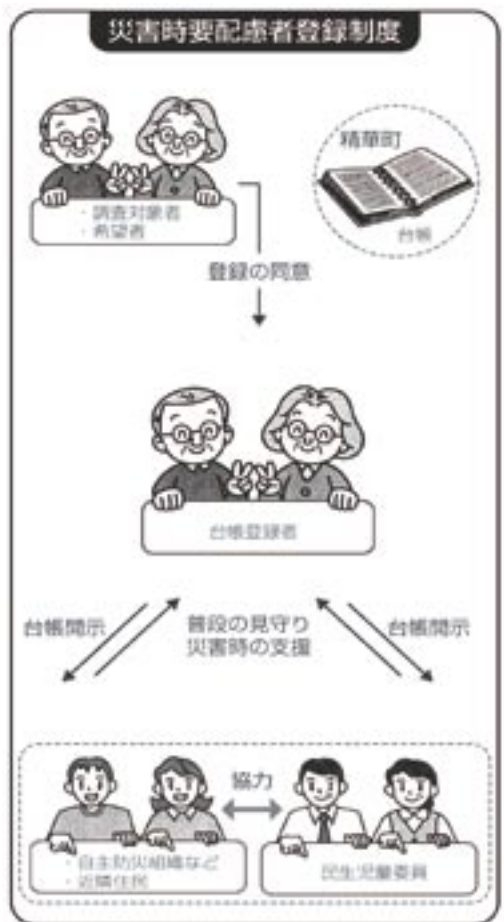
4月に開設した精華町民生児童委員協議会のホームページが3月16日付けの京都新聞で紹介されました。内容は次のとおりです。

「民生委員協がHP開設」

— 地域での活動充ち狙う —

地域福祉に携わる精華町民生児童委員協議会のホームページ(HP)が4月から開設される。府を含め自治体単位で民生児童委員協議会が独自のホームページを開設するのは府内で初めて。パソコンだけでなく、携帯電話からもアクセスできるようにした。

情報化が進むなか、民生児童委員もホームページ上でのコミュニケーション



ンを活発にすることで、地域での活動をさらに充実させたいとの狙い。(中略)

ホームページ制作は、地域住民でつくる「せいか地域ITサポーター」『ITゆう』と、協議会の事務局を務める同町福祉課が手がけた。

(京都新聞より抜粋)



4月に開設したホームページ
<http://www.minsei-seika-kyoto.jp/>

民生児童委員協議会 平成19年度事業計画

平成19年度精華町民生児童委員協議会の事業計画は次のとおりです。

活動方針

極めて急速な少子高齢化が社会保険制度をはじめ、国の社会経済全体に大きな影響を及ぼすと憂慮されています。このため、介護保険制度の改正、障害者自立支援法の施行や次世代育成支援対策の推進など、地域福祉への対応に向けた改革が進められています。

一方、児童・高齢者虐待、子どものいじめ・自殺などの深刻な問題の予防・発見において、地域におけるきめ細かな見守りや支援活動がますます重要に

なっています。

このような情勢の中、地域住民の利益や権利を守り、地域福祉の増進を図るために、第一線での担い手として、民生児童委員への期待はますます高まっております。住民の立場に立った活動がより一層求められています。

また、相次ぐ各種の自然災害を踏まえ、災害時における要配慮者への安否確認、避難情報の伝達、避難時の支援など、地域における相談支援者としての新たな役割が民生児童委員に求められてきています。

高齢者あんしん相談

民生児童委員は、皆さんの悩みや困ったことを相談できる地域の身近な相談員です。精華町民生児童委員協議会では、毎月第3水曜日（13:30～15:00）に「高齢者あんしん相談」を精華町役場2階相談室で行っています。どんな困りごとでも、お気軽にご相談ください。

平成19年 開催日程表

開催日		相談員	
月	日		
6	20	笠井	棚橋
7	18	藤原	近藤
8	15	齋藤	芦田
9	19	有馬	宮谷
10	17	加藤	元村
11	21	上羽	吉川

本協議会においても、本年度、民生委員制度創設90周年記念を迎え、全国民生児童委員連合会や京都府、木津川市・相楽郡民生児童委員協議会の活動方針を基本に、関係機関、団体等と密接な連携をとり、次の重点課題に対しまして各種事業の積極的な推進を図ります。

重点課題

(1) 個別援助活動の強化

地域住民の身近な相談・支援者として、福祉票の整備などを通じて地域における福祉ニーズの把握に努めるとともに、高齢者や障害者、児童などに関する各種福祉施策やサービス内容の把握を行い、必要な人に必要なサービスが提供されるよう相談、支援活動を強化する。

(2) 「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」事業の推進

地域住民やボランティアなどと協働しながら、ひとり暮らし高齢者などの災害時要配慮者のニーズ把握や地域コミュニティによる安否確認・避難支援体制づくり、防災・減災に向けた啓発活動などに取り組み、安心で安全なまちづくりを進める。

(3) 子育て支援と児童委員活動の推進

子どもが地域の中で健やかに育っていくよう、地域の子どもや家庭の状況の実態把握に努めるとともに、子育て中の親たちから気軽に育児相談などを受けられるような信頼関

係を築きながら、子育て支援の各種取り組みにも積極的にいかかわっていく。また、児童虐待やいじめなど、複雑・多様化する児童問題にも、児童委員・主任児童委員が関係機関と連携をはかり、相談・支援活動のより一層の推進に努める。

(4) 民児協活動の活性化

地域活動上の問題や活動事例を持ち寄り、その対応を検討するなど、定例会の充実と情報交換の活性化を図り、問題の実態に即した役立つ内容の研修等の強化を図る。また、各部会を中心とし、地区別や課題別により具体的、実践的な活動を関係団体等と協力、連携し、積極的な展開に努める。

事業内容

- (1) 定例会、役員会の開催
- (2) 京都府、木津川市・相楽郡民児協主催行事への参加・出席
- (3) 各種研修会等の開催・参加（町民児協、府・市郡民児協）
- (4) 部会の開催
- (5) 各種福祉関連行事等への参加・協力
- (6) 災害時一人も見逃さない運動に関する町内実態調査の実施
- (7) 町内小・中学校や町との交流の促進
- (8) ベーブサートの活用を通じた子育て支援の推進
- (9) 町民児協活動のPRと委員相互の情報交換の推進

民生児童委員は身近な相談員!

民生児童委員は、地域住民の身近な相談・支援者として、福祉票の整備などを通じて地域における福祉ニーズの把握に努めるとともに、同和問題をはじめとする人権問題全般にかかる啓発推進や差別の解消を図る「人権啓発推進委員」として、全員が委嘱されているなど、幅広い分野に精通した方々が地域から選ばれています。

特に、災害弱者の安否確認や支援体制づくり、児童虐待やいじめなど複雑・多様化する児童問題にも、関係機関と連携を図り、相談・支援活動のより一層の推進に努めています。

精華町では、地域ごとに担当の民生児童委員、主任児童委員52人がボランティアで活動しています。

ご相談などは、精華町役場民生部福祉課 (TEL: 95-1904) までお気軽にお問い合わせください。

民生児童委員名簿

担当地区等	氏名	担当地区等	氏名
菱田	吉川 幸恵	東	松本 美子
菱田	中川 美也子	東	松下 由香利
菱田	中西 正子	西北	西村 壽美子
滝ノ鼻	廣田 孝子	山田	清水 朝江
中久保田	長沢 祥子	乾谷	杉嶋 静美
舟	田中 茂子	柘榴	中村 教江
舟	五嶋 明代	東畑	大谷 洋子
里	福住 靖子	桜が丘一丁目	高岸 ふさ彥
僧坊	山崎 政之	桜が丘二丁目	原田 幸子
僧坊	安田 千榮子	桜が丘三丁目	笠井 正男
僧坊	西手 宏子	桜が丘三丁目エスペローマ	桐山 弘子
谷	堀岡 佳子	桜が丘四丁目	棚橋 聡美
北稲八間	上野 照子	光台四丁目	上山 寛光
南稲八妻	鎌田 政子	光台五丁目	五十嵐 勇
南稲八妻	白畑 文子	光台六丁目	藤原 寛
植田	玉井 定子	光台七丁目	齋藤 惠彦
菅井	村上 紀代子	光台七丁目	近藤 かほる
北ノ堂	谷口 昭文	光台八丁目	芦田 清一
北ノ堂	藤谷 健雄	精華台一丁目	有馬 裕美子
馬淵	田中 洋一	精華台トチノキ	宮谷 仁三郎
南	筆谷 且子	精華台二丁目	加藤 博
南	小川 万里子	精華台三丁目	元村 勝子
南	井上 祐子	精華台四丁目	上羽 弘
祝園西一丁目	北野 敏子	主任児童委員	澤田 典子
中	大西 傑	主任児童委員	河村 佳子
東	西島 和代	主任児童委員	飯田 智香子

民児協役員
 会長：山崎 政之(僧坊)
 副会長：小川万里子(南)
 副会長：笠井 正男(桜が丘三丁目)
 幹事：上野 照子(北稲八間)
 会計：大谷 洋子(東畑)
 監査：谷口 昭文(北ノ堂)



始めました! ペープサートを!!

皆さん、ペープサートってご存じですか?



ペープサートは、形や動物など登場人物の絵を描いた紙に棒をつけたものを人が動かして演じる紙人形劇のことをいいます。

町民生児童委員協議会「児童福祉部会」では、子育て支援の一助になればと考えて、手作りのペープサートに取り組んでいます。

今、皆さんに実演できるのは、『アンパンマン』と『ぐりとぐら』の2作品です。

今年2月には、光台四丁目集会所で子育てサークルの方々に初めてお披露目し、参加された親子の皆さんから、「とてもおもしろくて、楽しめました」との、うれしい言葉をいただきました。

ぜひ、あなたの地域でもペープサートをしてみませんか。

ぜひ、あなたの地域でもペープサートをしてみませんか。



民児協一活動ルポ

5月23日(水)、町子育て支援センター主催による「食育講座」が開催され、民生児童委員10人が保育サポートに奮闘しました。



民生児童委員とは

・民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっています。また、民生委員児童委員の中に、児童虐待やいじめなど複雑・多様化する児童問題を専門に担当する「主任児童委員」が設置されています。

・民生児童委員は、民生委員推薦会より、地域に長く住んでいて、地域の実情に詳しく、社会奉仕の精神に富んだ人が推薦され、厚生労働大臣より委嘱されます。任期は3年間で、平成19年度の今年は改選の年になっており、現在の民生児童委員(上表)は11月で任期満了となります。

編集後記

民生児童委員の日頃の活動をより多くの方々に知っていただき、身近な存在に感じていただけるようお願いを込めて、今回『精華のいぶき』を発行することにしました。

限られた紙面でどれだけお伝えできたかわかりませんが、今後も民生児童委員の活動にご理解いただき、同協議会にご支援を賜りますようお願いいたします。